

合併協議会とは？

合併の是非、新しい自治体の将来ビジョンを示す「市町村建設計画」、自治体の名称、庁舎の位置、議員の定数、事務事業の取り扱いなど合併に伴うあらゆる事項を話し合う合併特例法に定められた協議会で、関係首長・議員・学識経験者などで構成します。

まとまった協議内容は関係議会で可否を議決。最終的に合併申請を受け付ける都道府県の議会の議決と総務大臣の告示を経て合併することになります。

なお、これとは別に法定協議会に進むまでの話し合いの場として活用される任意の協議会があります。

市町村合併には、どのような方法があるのでしょうか？

「新設合併」「編入合併」の2種類があります。

【新設合併】...2つ以上の市町村が一緒になって新しい市町村をつくります。

【編入合併】...一つ以上の市町村の区域を他の市町村に加える合併です。

*新設合併とするか編入合併とするかは、合併の形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台となりますので、優先して議論される事柄です。

どう考える市町村合併⑤

今、なぜ市町村合併？

将来のまちづくり
みんなで検討しよう

合併に対する国の財政支援策

法定の合併協議会を設置して協議を行う市町村に対しては...

【合併準備補助金】

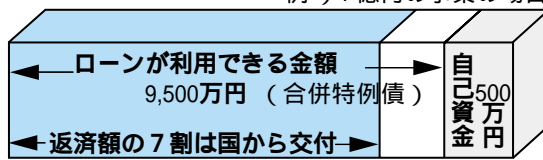
法定の合併協議会を設置し、市町村建設計画の作成などの経費について、1 関係市町村につき500万円を上限として1 回限り補助されます。

平成17年3月までに合併した市町村に対しては...

【有利な起債（ローン）】

合併してから10年間の公共的施設の整備事業などに対して、後々の返済額の約7割が国から交付される有利な起債（ローン）が利用できます。

例) 1億円の事業の場合



* 以上の他にも支援策があります。

人権と共生の時代

⑪

人権教育シリーズ

去る5月30日付朝刊に、ハンセン病患者・元患者の方々などに対して政府の謝罪広告と同時に、本県出身の曾我野一美さんが私たちに社会復帰支援をお願いするメッセージが掲載されていました。

私は、それを読んで、数年前に大島青松園へ視察研修に行った時のことを思い出しました。

曾我野さんの生活している国立大島青松園は、瀬戸内海に浮かぶ小さな島で、高松から船で20分ほどのところにあります。

そこで、曾我野さんたち入所者の代表との交流会後に、園の自治会が発行している「青松」という機関紙を読みました。その中で、塔和子さんの「胸の泉に」という詩の最後の6行が私の胸にジーンと突き刺さりました。

ああ
何億の人がいようと
かかわらなければ路傍の人
私の胸の泉に
枯れ葉一枚も
落としてほくれない

私は、この詩からハンセン病患者

かかわらなければ路傍の人

者・元患者の人たちが、闘病の苦しみに加え、差別・偏見の社会の中で体験してきた歴史の訴えを感じました。それは、入所規定はあっても退所規定のない人権を無視した「法（らい予防法）」による重圧や血縁の断絶、そして私たちがかわりを避けてきたこれまでの歴史です。

大島青松園には、歴史の象徴ともいえる納骨堂があります。生前の宗教には関係なく、血縁のない同士が魂の存在場所として、この地で永眠されました。長すぎた隔離政策、遅すぎた「らい予防法」の廃止、無念のままに世を去った故人を思うと胸が痛みます。

私たち一人ひとりが、ハンセン病について正しい知識と理解を持つことが、これまで長く続いてきた差別や偏見を解消するかわりの第一歩です。



(診療所で亡くなられた方の慰霊碑)

大島青松園風の舞

住民基本台帳 ネットワークシステムで ひらくIT社会

全国の市区町村の住民基本台帳と
都道府県・指定情報処理機関を
ネットワークで結び、
電子政府・電子自治体の基盤をつくります。

平成11年8月住民基本台帳法が一部改正
されました。

この改正により、全国の市町村を専用通
信回線で結ぶ住民基本台帳ネットワークシ
ステムの整備が進められ、8月5日から、
同システムの一次稼動が始まります。

住民基本台帳（住民票）は市町村が行う
行政サービスの基盤として、個人の住所・
氏名・生年月日・性別・本籍地などのほか、
国民健康保険や国民年金の加入の有無、児
童手当、介護保険の受給資格の有無など住
民に関する記録を正確かつ統一的に記載し
ています。

この改正により、住民票の記載事項とし
て、新たに住民票コードが加わります。

このコードをもとに、市町村の区域を越
えた住民基本台帳（住民票）に関する事務
の処理や、国や県の機関などに対して*本
人確認情報の提供を行うための仕組みが整
備されました。

*本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、異動事由など）は、住民基本台帳法で定められた国（総務省）や県、市町村の行政機関の住民基本台帳法で定められた事務（雇用保険、恩給、共済年金の支給など）に限定して提供します。

住民票コード通知書を送付します

8月5日現在の住民基本台帳（住民票）に
記載されている全市民を対象として、住民票
に11けたの無作為なコードを記載し、全市民
に住民票コード通知書を送付します。

通知方法 / 封書にて世帯単位で、世帯主
あてに郵送します。

通知日 / 8月中旬を予定しています。

8月5日から

住民基本台帳ネットワーク システムが一次稼動します！

各種行政手続の住民票の 添付が、不要となります。



これにより、行政機関（国、地方公共団
体など）に提出する各種の申請・届出の際
に、順次住民票の写しを取ったり、証明を
受けたりする必要がなくなります。

注）行政機関が住民基本台帳ネットワ
ークシステムを利用する時期は、申請・
届出の種類で異なります。

また、平成15年8月から予定されている
二次稼動では、自分の住民票を全国どこ
でも取ることができるようになるなど、多
様な市民サービスを受けることが可能と
なります。

個人情報保護

住民基本台帳ネットワークシステムの稼動
にあたっては、個人情報を保護するため、専
用回線で送信、ICカードやパスワードなど
による操作者の厳重な確認などを行います。

その他、個人情報の保護には、万全な対策
が取られています。

お問い合わせは、市民課市民係(880 - 6555)まで